

第7期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に係る高齢者の生活と健康に関する調査等の業務委託に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課

第7期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に係る高齢者の生活と健康に関する調査等の業務委託について、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者の選定手続きを行い、参加者を募集します。

記

1 委託業務の目的

調査により、介護サービスの利用状況や今後の利用意向等の見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握したうえで、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」を策定することにより、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを促進する。

また、京都の地域力をいかした見守りネットワークや医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを日常生活圏域の場で切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築するための取組を進めるため、「日常生活圏域ニーズ調査」として、日常生活圏域ごとの課題、支援ニーズを把握することを目的とする。

2 業務内容の概要

- (1) 名称 第7期京都市民長寿すこやかプランの策定に係る高齢者の生活と健康に関する調査及び高齢期の生活と健康に関する意識調査等の業務委託
- (2) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

3 予定価格の上限

7,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成28年4月1日現在において、引き続き1年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務

者にあっては、消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。

- (4) 会社更生法，民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (5) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (6) 本事業の主旨を十分に理解し，委託業務を実施できる規模のスタッフを有し，委託業務を的確に遂行できること。
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

5 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は，必要書類を受付期間内に提出し，参加の審査を受けることとする。

(1) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書（別紙2）

様式については，長寿福祉課ホームページからダウンロードすることとする（下記受付場所において交付することも可能）。

イ 会社概要

- (2) 申請方法 必要書類を持参又は郵送すること。
- (3) 受付期間 平成28年7月27日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 受付場所 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：半邊，舟木）

電話 075-251-1106

6 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加にあたって質疑のある者は，書面により受付期間内に質問を行うこととする。

- (1) 質問方法 書面（様式自由）により，持参，郵送又は電子メールで行うこと。
- (2) 受付期間 平成28年7月20日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 受付場所 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：半邊，舟木）

電話 075-251-1106

e-mail cyoujyu@city.kyoto.lg.jp

- (4) 回答 平成28年7月25日（月）までに，参加申請のあった者全員に対し回答を送付する。

7 企画提案書の提出

参加申請書を提出した者は，別紙3「企画提案書作成要領」に基づき，必要書類

を提出することとする。

なお、期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 必要書類

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 経費内訳書

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 平成28年8月2日(火)午後5時まで

(4) 受付場所 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課(担当:半邊,舟木)

電話 075-251-1106

(5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申請書、企画提案書等

参加申請書、企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類はすべて返却しない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書が優秀であると認めた数者に対し、企画提案書の内容について、提案者に対しプレゼンテーションの実施を求める。該当する者に対しては、日時及び場所その他留意事項等を別途通知する(8月5日又は8日を目途に実施予定)。

なお、プレゼンテーションについては、事業従事予定者によるものを予定している。

9 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定

業務受託候補者の選定は、次に示す観点から本市が設置する選考組織が総合的に公平かつ客観的に審査し、すべての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

- ・過去の実績
- ・事業担当者、事業従事者の資格・経験及び実績等
- ・実施体制
- ・業務内容の理解
- ・プレゼンテーション内容
- ・見積価格

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（平成28年8月15日を目途に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成28年8月19日（金）午後3時までに書面で、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、平成28年8月23日（火）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から平成29年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の請求により委託料を支払う。

(8) 進ちよく管理

本市は、適宜、進ちよく状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) かし担保責任

ア 本市は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイは、契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ 上記ア、イ及びウによるかしの修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：半邊，舟木）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話 075-251-1106 FAX 075-251-1114

e-mail:cyoujyu@city.kyoto.lg.jp

第7期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に係る高齢者の生活と健康に関する調査等の業務委託に関する受託事業者に関する仕様書

1 基本事項

本書は、第7期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に係る高齢者の生活と健康に関する調査等の業務委託に関する仕様書である。

2 目的

調査により、介護サービスの利用状況や今後の利用意向等の見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握したうえで、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」を策定することにより、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを促進する。

また、京都の地域力をいかした見守りネットワークや医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを日常生活圏域の場で切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築するための取組を進めるため、「日常生活圏域ニーズ調査」として、日常生活圏域ごとの課題、支援ニーズを把握することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日までとする。

4 業務概要

（1）技術提案

本委託業務は、平成28年度での実施を予定しているが、平成29年度に策定する「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の基礎資料とするとともに、全市的なものだけでなく、日常生活圏域ごとの課題、支援ニーズを的確に把握し、第7期プラン策定につなげる必要がある。

技術提案に当たっては、第7期プラン策定に向けたニーズ把握のために必要となる調査項目、調査対象及び調査件数等の検討、調査票の回収率向上のための検討など、調査に係る提案に加え、地域包括ケアシステムを構築するための新たな提案について積極的に要請する。また、社会保障審議会をはじめとする国の検討事項の把握及び分析についても要請する。

（2）業務委託内容

- ア 調査に係る調査票の内容検討
- イ 調査票の発送に係る業務等
 - (ア) 調査票の作成、印刷
 - (イ) 送付用封筒の印刷、宛名シールの貼付

- (ウ) 返信用封筒の印刷
- (エ) 調査票等の封書詰め, 発送
- (オ) 督促等の実施 (督促ハガキの印刷, 発送等)
- ウ 調査票の回収作業及びデータ入力
- エ 調査結果の単純集計及びクロス集計
- オ 集計ソフトの作成及び提出
- カ 調査報告書の原稿作成及び提出
- キ 京都市高齢者施策推進協議会 (「以下「推進協」という。」) 及び推進協ワーキンググループへ提出する資料作成等の運営支援, 出席, 意見の取りまとめ並びに議事録の作成等の支援
- ク 本市職員との打ち合わせ等 (適宜)

5 本事業業務委託に係る納品物

- (1) 本市との連携による調査に係る調査票の検討及び作成
- (2) 対象者への調査票の発送に係る業務
 - ア 調査票の作成, 印刷
 - イ 送付用封筒の印刷, 宛名シールの貼付
 - ウ 返信用封筒の印刷
 - エ 調査票等の封書詰め, 発送
 - オ 督促等の実施 (督促ハガキの印刷, 発送等)
- (3) 調査票の回収及びデータ入力
- (4) 調査結果の単純集計及びクロス集計
- (5) 集計ソフトの作成及び提出
- (6) 調査報告書の原稿作成及び提出
 - ア 調査報告書 200部
 - イ データ (CD等1部)
- (7) 推進協議会及び推進協ワーキンググループへ提出する資料作成及び運営支援, 出席及び意見のとりまとめ及び議事録
議事録のデータ (CD等1部) を開催日から3営業日以内に提出すること。

6 留意事項

- (1) 実施体制の確保
受託者は, 履行期限内に円滑に事務が進められるよう, 十分な体制で臨むこと。
また, 計画的な事務の推進のため, 工程表を作成し, 本市の確認を受けること。
- (2) 権利の帰属
本業務の実施により得られた成果物は, 本市に帰属する。
- (3) 関係機関との連携
受託者は, 本市及び関係機関の意見を研修等に反映させること。

また、よりよい事業となるよう積極的に関与・事業提案を行うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は委託者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。